

バス運転者人材相互受入れ制度「キャリアバス」規約
(公益社団法人日本バス協会)

令和7年1月17日 制定

(目的)

第1条 バス運転者人材相互受入れ制度「キャリアバス」(以下「本制度」という。)は、全国的にバス運転者不足が極めて深刻な状況であることに鑑み、日本バス協会会員事業者が雇用するバス運転者が家庭の事情で転居することにより、バス運転者を辞めてしまうことにならないよう、転居先において、引き続き、バス運転者として就労する機会を確保しようとする取組みであり、業界全体としてバス運転者の減少を防止することを目的に実施するものです。

(対象、役割等)

第2条 本制度は、日本バス協会会員事業者が雇用するバス運転者が、その親や子供の看護・介護、配偶者の転勤等の事由により転居しなければならず、現在のバス運転者としての就労を継続することができなくなる場合に、転居先近隣の他の会員事業者のバス運転者として就労することを希望する場合を対象として実施するものとします。

2 本制度の実施に当たっては、日本バス協会が事務局の役割を担います。

(手続き)

第3条 本制度を利用して、転居先近隣の会員事業者でバス運転者として就労を希望する者(以下「希望者」という。)は、その旨を雇用先の事業者(以下「送出し事業者」という。)へ申告します。

2 送出し事業者は、希望者から前項の申告を受けた場合、希望者との面談等により申告の内容を確認した上で本制度を利用するか否かを決定し、利用する場合には制度利用申請書(別紙様式)を日本バス協会へ提出します。なお、同一希望者に係る制度利用申請書の提出は3回までを限度とします。

3 日本バス協会は、送出し事業者から前項の制度利用申請書の提出を受けた場合、当該制度利用申請書に記載された転勤先希望事業者(以下「受入れ事業者」という。)へ、送出し事業者から制度利用申請書の提出があった旨を通知する(制度利用申請書の送付を含む)とともに、送出し事業者との間で交渉・調整を行うか否かの回答を求めます。

4 受入れ事業者は、日本バス協会から前項の通知を受けたときは、送出し事業者との交渉・調整を行うか否かを決定し、当該通知を受けた日から7日以内に日本バス協会へ、次の事項について回答を行います。

一 送出し事業者との交渉・調整を行うか否か

二 送出し事業者との交渉・調整を行う場合には、受入れ事業者の担当者名及び連絡先

5 日本バス協会は、受入れ事業者から前項の回答があったときは、その回答内容に応じ、それぞれ当該各号に規定する通知等を行います。

一 送出し事業者との交渉・調整を行う旨の回答があった場合

ア 受入れ事業者へ、送出し事業者（担当者名等の必要事項を含む。）から本制度に関する連絡がなされる旨を伝えます。その際、今後の送出し事業者と受入れ事業者との間の交渉・調整等には日本バス協会が一切関与しないことを申し添えます。

イ 送出し事業者へ、回答内容及び前項第2号に規定する受入れ事業者の担当者名及び連絡先を通知するとともに、受入れ事業者へ連絡して交渉・調整を進めるよう促します。その際、今後の送出し事業者と受入れ事業者との間の交渉・調整等には日本バス協会が一切関与しないことを申し添えます。

二 送出し事業者との交渉・調整を行わない旨の回答があった場合

ア 送出し事業者へ、回答内容を通知します。

イ その際、同じ希望者から本制度を再度利用したい旨の希望がある場合には、第3条第2項の制度利用申請書を再度提出するよう申し添えます。

（その他）結果の報告

第4条 送出し事業者は、受入れ事業者から前条第5項第1号の回答がなされた事案について、当該事案に係る受入れ事業者との交渉・調整の結果を日本バス協会へ報告するものとします。